

第14号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第四号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条の三」を「第七条第七項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略） （短時間勤務職員の給料月額の端数計算）</p> <p>第三条 条例第七条の二に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び条例第七条七項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>第四条から第十条まで（略）</p> <p>第十一条 条例第十九条第一項の区規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 病気休暇 一回について、引き続き九十日 二 生理休暇 一回について、引き続き三日（一日の勤務時間の一部について、時間を単位として承認された場合であっても、一日とみなす。）かつ一会計年度について、十二日（時間を単位として承認された生理休暇を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもつて一日とする。） <p>第十二条から第二十条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条及び第二条（略） （短時間勤務職員の給料月額の端数計算）</p> <p>第三条 条例第七条の二に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び条例第七条の三に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>第四条から第十条まで（略）</p> <p>第十一条 条例第十九条第一項の区規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 病気休暇 一回について、引き続き九十日 二 生理休暇 一回について、引き続き三日（一日の勤務時間の一部について、時間を単位として承認された場合であっても、一日とみなす。）かつ一会計年度について、十二日（時間を単位として承認された生理休暇を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもつて一日とする。） <p>第十二条から第二十条まで（略）</p>